

東証指数算出要領 (TOPIX 編)

2026 年 10 月 1 日版

株式会社 J P X 総研

2026 年 7 月 24 日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
Ⅰ. 株価指数概要	4
Ⅱ. 指数の算出	4
1. 算出方法	4
2. 指数種別	5
3. 構成銘柄の追加・除外	5
Ⅲ. その他	9
1. 指数値及び指数基礎情報の配信	9
2. 利用許諾	10
3. 問い合わせ先	10

変更履歴

公表日	変更内容
2022/4/4	・新設
2024/1/31	・「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更
2024/9/27	・各種ルール変更に伴う見直し
2025/1/31	・キャップ調整係数の算定に係る誤記修正 ・算出要領間の用語統一のための変更
2025/7/31	・スピンオフに係る取扱い等の追記
2025/12/10	・年間売買代金回転率の計算方法の明確化
2026/7/24	・特別注意銘柄の取扱いの見直し ・指数コンサルテーションを経て決定された場合に新規追加を見送る旨を追記

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う、TOPIX（東証株価指数）及び上場時価総額加重 TOPIX（旧東証株価指数）（以下「TOPIX 等」という。）に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は、J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、TOPIX 等の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、TOPIX 等の算出、配信若しくは公表の方法の変更、TOPIX 等若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ TOPIX は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークである。
- ・ TOPIX 等は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）のプライム市場、スタンダード市場及びグロース市場に上場する内国普通株式を対象として構成銘柄を選定する株価指数である（新株予約権証券、優先株式及び出資証券等は対象外とする。）。
- ・ TOPIX 等の基準日は 1968 年(昭和 43 年) 1 月 4 日、基準値は 100 ポイントである。

II. 指数の算出

1. 算出方法

- ・ 算出式は「指数計算に係る算出要領」に定める時価総額加重方式とする。
- ・ TOPIX の指数値算出に用いる浮動株比率（以下「算出浮動株比率」という。）は、「浮動株比率の算定方法」に定める浮動株比率（以下単に「浮動株比率」という。）に「浮動株比率の算定方法」及び本資料に定める調整係数（0.75 とする。以下同じ。）並びに移行係数を乗じた値を用いる。
- ・ 上場時価総額加重 TOPIX の算出浮動株比率は「1」とする。
- ・ 浮動株時価総額に基づくウェイトが上限（10%とする。）を超える構成銘柄については、定期入替日（毎年 10 月最終営業日とする。）を適用日としてウェイトを調整するための係数（以下「キャップ調整係数」という。）を設定する。キャップ調整係数を設定後に株価の変動等によりウェイトが上限を超える場合も、翌年の 10 月最終営業日までキャップ調整係数の変更を行わない。
- ・ 上場時価総額加重 TOPIX は、ウェイトの上限を設けない。

2. 指数種別

- ・ TOPIX については、配当なし株価指数、配当込み株価指数及び税引後配当込み株価指数を算出する。
- ・ 上場時価総額加重 TOPIX については、配当なし株価指数及び配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 構成銘柄の追加・除外

(1) 定期入替等

a. 入替日等

- ・ 定期入替は年に 1 回、10 月最終営業日に行い、定期入替基準日は 8 月最終営業日とする。ただし、初回の定期入替は 2026 年 10 月最終営業日（定期入替基準日は 2026 年 8 月最終営業日）に行い、2 回目の定期入替は 2028 年 10 月最終営業日（定期入替基準日は 2028 年 8 月最終営業日）に行う。
- ・ 構成銘柄の選定結果は、JPX ウェブサイトにおいて 10 月第 5 営業日に公表する。

b. 構成銘柄の選定方法

(a) 母集団の選定

- ・ 定期入替基準日における、東証プライム市場指数、東証スタンダード市場指数及び東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とする。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄を母集団から除外する。
 - 定期入替基準日において整理銘柄に指定されている銘柄
 - 定期入替基準日において特別注意銘柄に指定されている銘柄
- ・ なお、整理銘柄若しくは特別注意銘柄に指定される又は指定されることが見込まれる銘柄に関しては、必要に応じて定期入替基準日から定期入替日までの間の状況も勘案することがある。

(b) 構成銘柄の選定

- ・ 上記 (a) で選定された母集団のうち、下表に示す基準 i を満たし、かつ、当該基準 i を満たす銘柄のうち下表に示す基準 ii を満たす銘柄を、構成銘柄として選定する。（基準の詳細は、「(4) 銘柄選定に用いるデータに関する取扱い」において定める。）

<表 流動性に係る基準>

指標	追加基準	継続基準
----	------	------

i 売買代金回転率	年間売買代金 回転率	0.2 以上	0.14 以上
ii 浮動株時価総額	浮動株時価総額の 累積比率	上位 96%以内	上位 97%以内

- ・ 定期入替基準日における構成銘柄に対しては「継続基準」を適用し、当該日に構成銘柄でない銘柄に対しては「追加基準」を適用する。
- ・ 浮動株時価総額の累積比率とは、「基準 i を満たす銘柄群において浮動株時価総額が大きい銘柄から累積した浮動株時価総額÷当該銘柄群の浮動株時価総額の合計」とする。
- ・ 定期入替基準日における TOPIX の構成銘柄であって調整係数の適用を受けている銘柄が継続基準を満たす場合、定期入替日に調整係数を解除する。
- ・ 投資機能性や指数の安定性の観点から、指数コンサルティングを経て決定された場合は、新規追加を見送る。

c. 初回の定期入替における移行措置

- ・ 初回の定期入替において継続選定されない銘柄（以下「移行措置銘柄」という。）については、2026 年 10 月最終営業日から 2028 年 7 月最終営業日までの間、四半期ごとの最終営業日に、浮動株比率に下表に定める移行係数を乗じることで、ウェイトを 8 段階で低減する。
- ・ 移行措置銘柄については、2027 年 8 月最終営業日を基準日として前 b の構成銘柄の選定方法を用いた再評価を行い、継続基準を満たす場合、移行係数の低減を停止（4 回目の移行係数である「0.500」を継続適用）する（調整係数の解除は行わない。）。

<表 スケジュール及び移行係数>

移行実施回	指数修正日	移行係数
1 回目	2026 年 10 月最終営業日	×0.875
2 回目	2027 年 1 月最終営業日	×0.750
3 回目	2027 年 4 月最終営業日	×0.625
4 回目	2027 年 7 月最終営業日	×0.500
再評価		
5 回目	2027 年 10 月最終営業日	×0.375
6 回目	2028 年 1 月最終営業日	×0.250
7 回目	2028 年 4 月最終営業日	×0.125
8 回目（構成銘柄から除外）	2028 年 7 月最終営業日	×0

- ・ 初回の定期入替において TOPIX に追加される銘柄については、2026 年 10 月最終営業日に浮動株比率に調整係数を乗じる。

(2) 非定期の構成銘柄からの除外

- ・ 構成銘柄に上場廃止、整理銘柄への指定又は特別注意銘柄への指定があった場合、当該銘柄を除外する。

(3) 非定期の構成銘柄への追加

- ・ 構成銘柄が株式移転、合併、株式交換又は会社分割（以下「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社、完全親会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。
- ・ 構成銘柄のスピンオフ（構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てること）により独立した会社（以下「スピンオフ対象会社」という。）が、スピンオフの権利落日から効力発生日までに新規上場する場合、当該スピンオフ対象会社を追加する。
- ・ 構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換又は吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- ・ 新規上場銘柄（テクニカル上場及びスピンオフによる新規上場を除く。以下同じ。）、市場区分を変更した銘柄（以下「市場区分変更銘柄」という。）及び特別注意銘柄から指定解除された銘柄（以下「特別注意銘柄指定解除銘柄」という。）の取扱いは以下のとおりとする。

a. 2026 年 10 月以前の新規上場銘柄及び市場区分変更銘柄

- ・ プライム市場への新規上場又はプライム市場へ市場区分を変更した銘柄については、新規上場日又は市場区分変更日（新規上場日又は市場区分変更日が休業日に当たる場合にあっては、順次繰り下げる。以下同じ。）の翌月最終営業日に構成銘柄に追加する。
- ・ 組入れの際は浮動株比率に調整係数を乗じる。

b. 2026 年 11 月以降の新規上場銘柄及び特別注意銘柄指定解除銘柄

- ・ プライム市場、スタンダード市場又はグロース市場への新規上場銘柄のうち非定期の追加に用いる浮動株時価総額が、新規上場日の直前の定期入替における浮動株時価総額の累積比率 95%以内に含まれる銘柄のうち当該比率算出に用いた浮動株時価総額が最も小さい銘柄の当該浮動株時価総額よりも大きい新規上場銘柄については、新規上場日の翌月最終営業日に構成銘柄に追加する。

- ・ 特別注意銘柄指定解除銘柄については、指定解除日が属する月の最終営業日の浮動株時価総額が、指定解除日の直前の定期入替における浮動株時価総額の累積比率 95%以内に含まれる銘柄のうち当該比率算出に用いた浮動株時価総額が最も小さい銘柄の当該浮動株時価総額よりも大きい場合、指定解除日の翌月最終営業日に構成銘柄に追加する。
- ・ 組入れの際は浮動株比率に調整係数を乗じる。
- ・ 投資機能性や指数の安定性の観点から、指数コンサルテーションを経て決定された場合は、新規追加を見送る。

(4) 銘柄選定に用いるデータに関する取扱い

- ・ 年間売買代金回転率は、定期入替基準日が属する月以前 12 か月間における月次の売買代金回転率の合計とする。月次の売買代金回転率は、「(日次の東証の売買立会での売買代金の中央値×営業日数) ÷ 月末最終営業日の浮動株時価総額 (指数用上場株式数に浮動株比率及び「指数計算に係る算出要領」に定める採用価格のうち当日の最終の価格 (以下「最終採用価格」という。) を乗じた値)」とする。ただし、定期入替基準日において上場期間が 1 年に満たない銘柄の年間売買代金回転率は、新規上場日の翌月 (テクニカル上場による新規上場銘柄については新規上場日の属する月) から定期入替基準日が属する月までの期間に係る月次の売買代金回転率の合計を当該期間の月数で除して得た値に、12 を乗じた値とする。
- ・ 浮動株時価総額の累積比率は、定期入替基準日が属する月の日次平均の浮動株時価総額 (各銘柄の指数用上場株式数に浮動株比率及び最終採用価格を乗じた値) を基に算出する。
- ・ 新規上場銘柄及び特別注意銘柄指定解除銘柄の非定期の追加に用いる浮動株時価総額は、それぞれ、新規上場銘柄については、新規上場時の上場株式数に、新規上場日の翌月最終営業日に適用される浮動株比率及び新規上場日が属する月の最終営業日の最終値段 (気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下同じ。) を乗じた値とし、特別注意銘柄指定解除銘柄については、指定解除日が属する月の最終営業日の指数用上場株式数に同日の浮動株比率及び最終値段を乗じた値とする。

(5) キャップ調整係数の算定に用いるデータに関する取扱い

- ・ キャップ調整係数の算定に用いる浮動株時価総額は、定期入替基準日における各銘柄の指数用上場株式数に浮動株比率及び最終採用価格を乗じた値とする。

(6) 構成銘柄の追加及び除外日

	修正を要する事項		修正日
追加	新規上場	プライム市場への新規上場（2026 年 10 月以前）	新規上場日（注）の翌月最終営業日
		新規上場（3.（3）b.を満たす銘柄）（2026 年 11 月以降）	新規上場日（注）の翌月最終営業日
		構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	新規上場日（注）
		構成銘柄のスピンオフによりスピンオフ対象会社が権利落日から効力発生日（注）までに新規上場する場合	新規上場日（注）
	構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が構成銘柄に追加される場合		上場廃止日（注）
	プライム市場への市場区分の変更（2026 年 10 月以前）		市場区分変更日（注）の翌月最終営業日
	特別注意銘柄指定の解除（3.（3）b.を満たす銘柄）（2026 年 11 月以降）		指定解除日（注）の翌月最終営業日
	定期入替		10 月最終営業日
除外	上場廃止	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日（注）（通例、上場廃止日の 2 営業日後）
		上記以外（合併又は株式交換などにより非存続会社となる場合等）	上場廃止日（注）
	整理銘柄又は特別注意銘柄（2026 年 10 月以前）への指定		指定日（注）の 4 営業日後
	特別注意銘柄への指定（2026 年 11 月以降）		指定日（注）の 7 営業日後
	定期入替		10 月最終営業日
	※ 移行措置銘柄については 3.（1）c.のとおり		

注：休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

Ⅲ. その他

1. 指数値及び指数基礎情報の配信

(1) 指数値

- ・ TOPIX 等の配当なし株価指数の指数値については、東証相場報道システムを通じてリアルタイムで全国の証券会社、報道機関等へ配信する。配当なし株価指数は、TOPIX については 1 秒間隔、上場時価総額加重 TOPIX については 15 秒間隔で配信

する。

- ・ TOPIX 等の配当込み株価指数及び TOPIX の税引後配当込み株価指数については、終値のみを配信する。

(2) 指数基礎情報

- ・ TOPIX 等に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額など）については、「指数基礎情報」において配信する。

2. 利用許諾

TOPIX 等の算出、配信、公表又は利用など TOPIX 等に関する権利は、J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、TOPIX 等を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・販売などを行う場合（相対契約によるオプション、スワップ又はワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）には、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。また、TOPIX 等を第三者に配信・提供等する場合にも、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

J P X 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上